



# 食品安全行政に皆さんの声を！

＜平成27年度 食品安全モニター募集中＞

## ◆食品安全モニターとは？◆

★広く国民から食品の安全に関して意見を頂くとともに、食品の安全に関する知識を普及するために、食品安全委員会が依頼するものです。

★全国の470名の方にお願いしており、今回はそのうち約50名を募集します。

★依頼期間は平成27年4月から平成28年3月までの1年間です。

(任期：最大5年間)

## ◆活動内容…このようなことを お願いしています。

- ★ 食品安全モニター会議（全国各ブロック・年1回）への出席
- ★ アンケート（食品の安全に関する意識等の調査）への協力（年2回程度）
- ★ 食品の安全に関する提案
- ★ 日常生活を通じた地域での食品の安全に関する情報の普及
- ★ 食品の危害情報を入手した場合の報告

(モニター会議出席とアンケートへの協力については、規程に基づいて謝金、旅費をお支払いします。)

### ◆活動のメリット

- ★ 食品の安全に関する情報をお届けします。
- ★ 皆さんの声を食品安全委員会に届けることができます。

## ◆詳しい応募資格、応募方法は、ホームページをご覧ください

応募資格は、満20歳以上（平成27年4月1日時点）の方で、インターネットで食品安全委員会のホームページから、ワード、エクセルファイルをダウンロードして入力し、これらのファイルを送信できる方で、食品に関する一定の知識を持っている方です（裏面参照）。

詳しくは食品安全委員会ホームページをご覧ください。

## ●食品安全モニター 募集ページ

<http://www.fsc.go.jp/monitor/2612/27monitor-boshu.html>

応募締切は  
平成27年2月2日(月)  
17:00

お問い合わせはこちらへ

内閣府食品安全委員会事務局 [平日10:00～17:00]

(03) 6234-1143・1150・1154

ホームページ <http://www.fsc.go.jp/>



## 応募資格

応募できるのは、以下の全ての条件を満たす方です。

- 日本国に居住されている満20歳(平成27年4月1日現在)以上の方
- 食品安全モニター会議に原則として出席可能な方
- インターネットにより、食品安全委員会のホームページから、ワード、エクセルファイルをダウンロードして入力し、これらのファイルを電子メールで送信ができる方(スマートフォン、携帯電話は不可。)
- 食品安全委員会が行うリスク評価について、一定の理解が可能な知識を有していること。具体的には、次の①～③のいずれかを満たしている方。
  - ① 大学等で食品に関する学問(医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学等)を専攻し、修了した方又は履修中の方
  - ② 食品に関する資格(栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、製菓衛生師又は食品衛生管理者等、食品安全委員会事務局長が適当と認めるもの)を保有の方
  - ③ 食品安全に関する業務に従事している方(従事していた方を含む)、又は過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方
- 平成27年4月1日時点で、国会議員や地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家・地方公務員ではない方。

## 応募時にご記入いただく項目等

- 氏名
- 性別
- 住所
- 電話番号
- メールアドレス
- 現在の職業
- 該当する応募資格等
- また、
  - ・応募理由(100字程度)、
    - ・食品の安全について関心のあるテーマ(30字以内)を設定し、
    - ・その現状と課題(それぞれ300字以内)、
    - ・改善の提案(300字以内)をご記入いただきます。

応募に際して頂いた個人情報は、モニターの選考・依頼事務のみに使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」の規定に従って厳正に取り扱います。

応募にあたっては、食品安全委員会ホームページに掲載の『平成27年度食品安全モニター募集要項』をよくお読みの上、『食品安全モニター応募フォーム』からご応募ください。



### ●食品安全モニター 募集ページ

<http://www.fsc.go.jp/monitor/2612/27monitor-boshu.html>